

地方消費税交付金（社会保障財源化分）の用途

社会保障の安定財源を確保するため、平成２６年４月１日及び令和元年１０月１日に消費税及び地方消費税の税率が引き上げられました。地方消費税交付金の増収分については、社会保障４経費（制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費）その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策）に要する経費に充てることとされています。

令和３年度予算における地方消費税交付金（社会保障財源化分）の用途は、つぎのとおりです。

（単位：千円）

区 分			令和３年度予算額
事業費	社会福祉	生活保護扶助事業	840,471
		高齢者福祉事業	28,947
		障害者福祉事業	1,224,083
		児童福祉事業	2,959,130
		母子福祉事業	214,152
	小 計 A		5,266,783
	社会保険	介護保険事業	560,083
		国民健康保険事業	250,327
		後期高齢者医療保険事業	619,827
		小 計 B	1,430,237
	保健衛生	地域医療事業	21,622
		疾病予防対策事業	160,769
		健康診査事業	45,849
		小 計 C	228,240
	合 計 （ A + B + C ） D		6,925,260
Dの財源内訳	地 方 債 E	0	
	国 ・ 県 支 出 金 F	3,981,776	
	そ の 他 G	163,197	
	地 方 消 費 税 交 付 金 H （社会保障財源化分）	615,313	
	一 般 財 源 I D － （ E + F + G + H ）	2,164,974	
	合 計	6,925,260	
充当割合 $\frac{H}{H+I} \times 100$ （％） J			22.1%